

# 議第156号 呉市農村整備公園設置条例等の一部を改正する条例の制定について

## 1 改正の趣旨

広島法務局が重複する地番の解消作業を実施したことによる地番の変更等に伴い、所要の規定の整理をするものです。

## 2 改正の内容

広島県の一部地域では、同じ大字区域内に宅地、農耕地等の耕地に付される地番（以下「耕地番」といいます。）と、山林、原野等に付される地番（以下「山地番」といいます。）が存在しており、同一大字内において同じ地番が付されている土地が多数存在していましたので、広島法務局が耕地番・山地番の解消作業を実施しました。

これに伴い、次の表に掲げる施設について、所在地に係る地番の変更が生じたこと等により、位置の表示を修正するものです。

施設名		所在地
農村整備公園	ほたるの里	呉市下蒲刈町下島
	牛ヶ首公園	呉市下蒲刈町下島
	十文字山公園	呉市豊浜町大字豊島
ふるさと産品加工施設	海駅梶ヶ浜ふるさと産品加工センター	呉市下蒲刈町下島
	姫ひじき塩の家	呉市下蒲刈町下島
ふるさと体験交流施設	コテージ梶ヶ浜	呉市下蒲刈町下島
漁業共同利用施設	蒲刈漁業用作業保管施設	呉市蒲刈町宮盛
	蒲刈水産物荷さばき施設	呉市蒲刈町宮盛
漁船巻揚施設	宮盛漁船巻揚施設	呉市蒲刈町宮盛
	安浦漁船巻揚施設	呉市安浦町三津口4丁目

## 3 施行期日

公布の日